

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財政援助団体等監査（出資団体監査）

社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

（事務所所在地：瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2）

健康福祉局

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団が指定管理者として管理する公の施設並びに健康福祉局及びスポーツ市民局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管
名古屋市総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	平成27年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	健康福祉局 障害福祉部 障害企画課
名古屋市障害者スポーツセンター		平成29年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	スポーツ市民局 スポーツ推進部 スポーツ振興室

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 4 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 5 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- 6 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 2月 5日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 4年度（令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで）に執行された社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、事業団に対する財政援助団体等監査に併せて、健康福祉局及びスポーツ市民局所管の事務のうち、事業団に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

所管局においては、事業団に対する指摘について、事業団に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局に対する指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

事業団の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報を登録（以下「振込登録」という。）し、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先へ

の送金が行われるものとなっている。

事業団のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録を担当者が、振込承認を総務部長及び業務課長が行っているとのことであったが、システム上の利用権限としては、業務課長に振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で支払ができる状況となっていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

（事業団分）

振込登録及び振込承認の両方の権限が一人に付与されていると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、不正な振込を助長するおそれがあるため、業務課長に付与されている振込登録の権限を削除されたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(2) 行政財産の目的外使用について（財産管理事務）

行政財産は、地方自治法の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、貸し付け、又は私権を設定することができるとされている。本市では、名古屋市財産条例等により、必要な手続や使用料の算定方法について定めている。

事業団は、名古屋市総合リハビリテーションセンターの指定管理業務を行っている。業務の実施に際し、職員の福利厚生を図るとともに、施設来訪者や入院入所者に利便を提供することを目的に、毎年度、喫茶軽食コーナー等の設置に係る行政財産使用許可申請書を健康福祉局障害企画課へ提出し、無償での使用許可を受けている。

行政財産の使用状況を調査したところ、喫茶軽食コーナー等の使用許可の範囲外である廊下に、商品陳列棚等が設置されていた。

（事業団分）

事業団においては、行政財産使用申請を適正に行われたい。

（健康福祉局関係分）

障害企画課においては、名古屋市財産条例等に従い、行政財産を適正に管理

されたい。

(3) 入院患者から預かった現金の管理について（その他事務）

事業団の入院患者貴重品預かり管理要綱によると、管理責任者である総合相談部長は、入院時などの預かり開始時及び退院時などの預かり終了時等に立ち会うと定められている。また、事務取扱者は、預かり開始時に、預かり依頼書兼預かり台帳を作成し、入院患者に署名等を求めるとともに、預かり終了時には、預かり依頼書兼預かり台帳の預かり品目ごとの受領印欄に入院患者の署名等を求めると定められている。このほか、入院途中で入出金のあり得る現金については、現金出納帳に預かり金額を記載し、以後入出金のあった年月日ごとに内容を記載するとともに、入院患者の署名等を求めると定められている。

預かった現金の管理事務について調査したところ、令和 4年度に貴重品を預けた入院患者 3名のうち、2名の手続において、預かり依頼書兼預かり台帳では退院日に預かり品目である現金を返却した記載となっていたものの、現金出納帳は残高が残ったままの記載となっており、退院日に残高を返却した際の記載及び入院患者の署名等がされていなかった。

さらに、当該 2名のうち 1名の手続においては、初回預かり後に別途現金を預かったにもかかわらず、預かり依頼書兼預かり台帳に追記がされていなかった。

なお、事業団に確認したところ、当該 2名に対しては、全額を返却したとのことであった。

（事業団分）

入院患者貴重品預かり管理要綱に基づき、現金の受払を確実に記録されたい。

また、預かった貴重品は、入院患者に属する財産であることから、厳重に管理がなされるとともに、帳簿等と現物との符合確認も実施する必要がある。そのため、管理責任者による定期的な点検を実施することを要綱に明記するなど、適正な管理に努められたい。

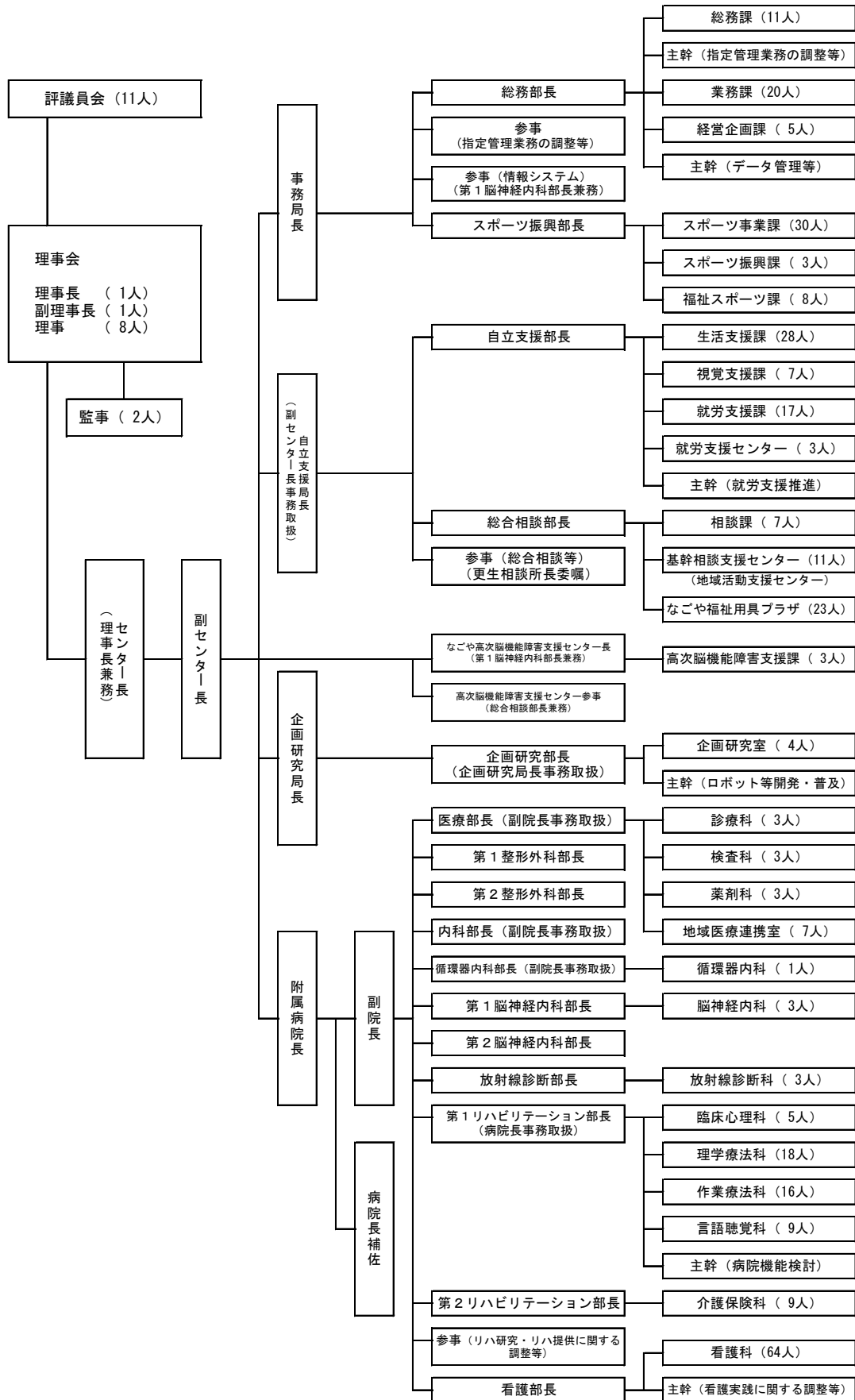
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
- ・所 在 地：瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2
- ・基 本 金： 3,000万円（本市出えん額は 3,000万円であり、出えん割合は 100%）
- ・主な事業内容：①名古屋市総合リハビリテーションセンターの運営、②なごや福祉用具プラザの運営、③名古屋市障害者スポーツセンターの運営、④障害者基幹相談支援センターの運営等
- ・職 員 数： 349人（嘱託員 109人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

(令和 5年 3月31日現在)



2 本市からの財政援助等（令和 4年度）

- (1) 補助金 2,710万円（障害者就労支援センターの運営等に対する補助金）
- (2) 指定管理料 34億 4,818万円（名古屋市総合リハビリテーションセンター及び名古屋市障害者スポーツセンター）

（注）金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。

3 事業状況（令和 4年度）

(1) 総合リハビリテーションセンターの運営

病院事業、介護保険事業、福祉用具の製作・研究開発、障害者支援施設の運営、地域リハビリテーション事業、高次脳機能障害支援事業、介助犬・聴導犬の相談・認定事業、福祉スポーツセンターの運営及び障害者就労支援センターの運営等

(2) 名古屋市障害者スポーツセンターの運営

スポーツの場・機会の提供、利用者の相談対応や個別スポーツ指導、障害者スポーツ教室の開催及び地域における障害者スポーツ振興に係る普及・啓発活動等

(3) なごや福祉用具プラザの運営

福祉用具の展示・相談、介護実習・研修の実施、福祉用具・介護技術等に関する情報の収集・提供、家族介護者教室の開催及び高齢者等を対象とした住宅改修に関する訪問相談等

(4) 瑞穂区障害者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターつきみがおかの運営

障害のある方やその家族からの相談対応、日常生活や社会生活の自立支援及び在宅障害者の社会参加の支援等

4 決算状況

(1) 資金収支計算書（令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日）

科目	金額
	千円
I 事業活動による収支	
1. 収入	
指定管理事業収入	3,467,691
受託事業収入	325,573
職場適応援助事業収入	2,815
経常経費寄附金収入	4,936
その他の事業収入	11,749
受取利息配当金収入	6,794
事業活動収入計	3,819,561
2. 支出	
人件費支出	2,301,536
事業費支出	323,633
事務費支出	899,010
その他の支出	192
事業活動支出計	3,524,372
事業活動資金収支差額	295,189
II 施設整備等による収支	
1. 収入	
施設整備等収入計	—
2. 支出	
固定資産取得支出	359
施設整備等支出計	359
施設整備等資金収支差額	△ 359
III その他の活動による収支	
1. 収入	
積立資産取崩収入	44,707
その他の活動収入計	44,707
2. 支出	
積立資産支出	260,220
その他の活動支出計	260,220
その他の活動資金収支差額	△ 215,513
IV 資金収支差額	79,315
V 支払資金期首残高	666,066
VI 支払資金期末残高	745,382

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 5年 3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	952,281	事業未払金	213,603
事業未収金	22,286	預り金	5,364
立替金	357	職員預り金	16,984
前払金	4,557	賞与引当金	140,129
仮払金	1,851	流動負債合計	376,081
流動資産合計	981,334	2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給付引当金	1,159,570
(1) 基本財産		固定負債合計	1,159,570
投資有価証券	30,000	負債合計	1,535,651
基本財産合計	30,000		
(2) その他固定資産		III 純資産の部	
器具備品	3,214	1. 基本金	
敷金	1,755	基本金	30,000
修繕費積立資産	176,987	基本金合計	30,000
財政調整費積立資産	14,000	2. 国庫補助金等特別積立金	
リハビリ研究基金積立資産	198,644	国庫補助金等特別積立金	3,613
退職給付引当資産	1,170,007	国庫補助金等特別積立金合計	3,613
その他固定資産合計	1,564,609	3. その他の積立金	
固定資産合計	1,594,609	修繕費積立金	176,987
		財政調整費積立金	14,000
		リハビリ研究基金積立金	198,644
		その他の積立金合計	389,631
		4. 次期繰越活動増減差額	
		次期繰越活動増減差額	617,046
		(うち当期活動増減差額)	230,632
		次期繰越活動増減差額合計	617,046
		純資産合計	1,040,291
資産合計	2,575,943	負債及び純資産合計	2,575,943

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。